

令和5年 No.30

○東京学芸大学大学院学則等の一部を改正する学則の制定

○東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程の制定

#### 改正理由

令和5年度からの学部教育組織の再編，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正，同規則第150条第6号に該当する者を本学の入学資格者に追加すること，休学した者の授業料の免除及び納付した授業料等の返付について，現行の取扱いに即して整理すること並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

令和5年3月27日 役員会 審議・承認

東京学芸大学大学院学則等の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和5年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年学則第1号

東京学芸大学大学院学則等の一部を改正する学則

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）
- (2) 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）

東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第24号

東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）
- (2) 東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程（平成20年規程第21号）

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：納付した授業料等の返付について、現行の取扱いに即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第7章 <u>授業料、入学料及び検定料</u> (<u>授業料等の額</u>)</p> <p>第35条 <u>授業料、入学料及び検定料</u> (以下「<u>授業料等</u>」という。)の額は、別に定める。</p> <p>(<u>授業料の納付期限</u>)</p> <p>第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。</p> <p>春学期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで 秋学期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。</p> <p>3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。</p> <p>(<u>授業料等の返付</u>)</p> <p>第37条 一度納付した<u>授業料等</u>は返付しない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。</u></p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、4月入学の場合は3月31日までに、10月入学の場合は9月30日までに<u>入学を辞退した場合 当該授業料相当額</u></p> <p>(2) 前条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに<u>退学した場合 秋学期に係る授業料相当額</u></p> <p>(3) 授業料を納付した者が、第38条の規定により授業料を免除された場合 <u>免除された授業料相当額</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第7章 <u>入学料及び授業料</u> (<u>入学料及び授業料の額</u>)</p> <p>第35条 <u>入学料及び授業料</u>の額は、別に定める。</p> <p>(<u>授業料の納付期限</u>)</p> <p>第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。</p> <p>春学期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで 秋学期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。</p> <p>3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。</p> <p>(<u>授業料等の返付</u>)</p> <p>第37条 一度納付した<u>入学料及び授業料</u>は返付しない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が、4月入学の場合は3月31日までに、10月入学の場合は9月30日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。</u></p> <p><u>3 前条第2項及び第3項により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により秋学期に係る授業料相当額を返付することができる。</u></p>

<p><u>(4) 入学料を納付した者が、第38条の規定により入学料を免除された場合 入学料相当額</u></p> <p><u>(5) 検定料を納付した者が、第38条の規定により検定料を免除された場合 検定料相当額</u> <u>(授業料等の免除等の手続)</u></p> <p>第38条 <u>授業料等の免除等の手続</u>は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>4 第1項の規定にかかわらず、検定料を納付した者が、第38条の規定により検定料の免除の許可を受けた場合、納付した検定料相当額を返付することができる。</u> <u>(授業料、入学料及び検定料の免除等の手続)</u></p> <p>第38条 <u>授業料、入学料及び検定料の免除等の手続</u>は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。</p> <p>[省略]</p>
--	--

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正，同規則第150条第6号に該当する者を本学の入学資格者に追加すること，休学した者の授業料の免除及び納付した授業料等の返付について，現行の取扱いに即して整理すること並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正						現 行							
<p>〔省略〕</p> <p>第2章 課程，入学定員，履修，卒業要件及び学位</p> <p>第1節 課程，入学定員等</p> <p>（課程及び入学定員等）</p> <p>第4条 <u>本学の教育学部に置く課程，専攻，コース及びプログラム並びに入学定員及び収容定員は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，各専攻，コース及びプログラムの定員は，別に定める。</u></p>						<p>〔省略〕</p> <p>第2章 課程，入学定員，履修，卒業要件及び学位</p> <p>第1節 課程，入学定員等</p> <p>（課程及び入学定員等）</p> <p>第4条 <u>本学の教育学部に，学校教育系及び教育支援系の課程を置く。</u></p> <p><u>2 学校教育系及び教育支援系の課程，専攻，選修，コース及びサブコース並びに入学定員及び収容定員は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，初等教育教員養成課程の各選修及び中等教育教員養成課程の各専攻の定員は，別に定める。</u></p>							
課程	専攻(類)	初等教育(A類)	国語	入学定員	収容定員	系	課程(類)	専攻	選修	入学定員	収容定員		
			社会									初等教育教員養成課程(A類)	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語，学校教育，学校心理，国際教育，情報教育，環境教育，ものづくり技術，幼児教育
			数学										
			理科										
			音楽										
			美術										
			保健体育										
			家庭										
			英語										
			現代教育実践										
	学校心理												
	国際教育												
	環境教育												

中等教育 (B類)	ものづくり技術			
	幼児教育			
	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	家庭			
	技術			
	英語			
	書道			
	情報			
	特別支援教育 (C類)	聴覚障害・言語障害系		
発達障害・学習障害系				
養護教育 (D類)	養護教育			

中等教育教員 養成課程 (B類)	国語			230名	920名
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	家庭				
	技術				
	英語				
	書道				
特別支援教育 教員養成課程 (C類)	聴覚障害教育			40名	160名
	言語障害教育				
	発達障害教育				
	学習障害教育				
養護教育教員 養成課程 (D類)	養護教育			10名	40名
計				825名	3,300名

課程	専攻(類)	コース	入学定員	収容定員
教育支援	教育支援 (E類)	生涯学習・文化遺産教育	185名	740名
		カウンセリング		

系	課程(類)	専攻	コース	サブコース	入学定員	収容定員
教育支援系	教育支援課程 (E類)	教育支援	生涯学習	生涯学習	35名	140名
				文化遺産教育		
			カウンセリング		20名	80名

		ソーシャルワーク		
		多文化共生教育		
		情報教育		
		表現教育		
		生涯スポーツ		

第2節 履修、卒業要件及び学位  
(コースの選択等)

- 第5条 学生は、前条の各専攻に属するコースのいずれか一つを選択しなければならない。
- 2 各課程の履修基準、履修方法及び取得できる免許状に関し必要な事項は、別に定める。

〔省略〕

(入学資格)

- 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1)～(6) 〔省略〕
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

		ソーシャルワーク		<u>20名</u>	<u>80名</u>
		多文化共生教育	<u>多言語多文化</u>	<u>20名</u>	<u>80名</u>
			<u>地域研究</u>	<u>20名</u>	<u>80名</u>
		情報教育		<u>15名</u>	<u>60名</u>
		表現教育		<u>20名</u>	<u>80名</u>
		生涯スポーツ		<u>35名</u>	<u>140名</u>
<u>計</u>				<u>185名</u>	<u>740名</u>

第2節 履修、卒業要件及び学位  
(専攻又は選修の選択等)

- 第5条 学生は、前条の各課程に属する専攻又は選修のいずれか一つを選択しなければならない。
- 2 各課程の履修基準、履修方法及び取得できる免許状に関し必要な事項は、別に定める。

〔省略〕

(入学資格)

- 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。
- (1)～(6) 〔省略〕
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）



(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

〔省略〕

(編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があったときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

(1)～(3) 〔省略〕

2 〔省略〕

〔省略〕

(課程等の変更)

第23条 学生が課程の変更又は専攻、コース及びプログラムの変更を志望したときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

〔省略〕

(除籍)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1)～(5) 〔省略〕

〔省略〕

第5章 授業料、入学料及び検定料

〔省略〕

(入学料の免除)

第33条 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 入学料の納付期限までの納付が困難である者については、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予することができる。

(検定料の免除)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

〔省略〕

(編入学)

第20条 次の各号の1に該当する者で、本学に編入学を志願する者があったときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

(1)～(3) 〔省略〕

2 〔省略〕

〔省略〕

(課程等の変更)

第23条 学生が課程の変更又は専攻、選修及びコースの変更を志望したときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

〔省略〕

(除籍)

第28条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

(1)～(5) 〔省略〕

〔省略〕

第5章 授業料、入学料及び検定料

〔省略〕

(入学料の免除)

第33条 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 入学料の納付期限までの納付が困難である者については、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予することができる。

(検定料の免除)

第33条の2 検定料の納付が極めて困難である者については、願い出により本学の検定料を免除することができる。

2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。

〔省略〕

(授業料の納付期限)

第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

春学期（4月1日から9月30日まで） 4月30日まで

秋学期（10月1日から翌年3月31日まで） 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期にかかる授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期にかかる授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期にかかる授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

〔省略〕

(授業料の免除)

第39条 学費の支払が極めて困難な学生には、願い出により選考の上、授業料の全部又は一部の免除を許可することができる。

〔省略〕

(休学期間の授業料)

第42条 休学した学生に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

〔省略〕

(授業料等の返付)

第44条 一度納付した授業料等は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。

第33条の2 検定料の納付が極めて困難である者については、願い出により本学の検定料を免除することができる。

2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。

〔省略〕

(授業料の納付期限)

第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

春学期（4月1日から9月30日まで） 4月30日まで

秋学期（10月1日から翌年3月31日まで） 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期にかかる授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期にかかる授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期にかかる授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

〔省略〕

(授業料の免除)

第39条 学費の支払が極めて困難な学生には、願い出により選考の上、授業料の全部又は一部の免除を許可することができる。

〔省略〕

(休学期間の授業料)

第42条 休学した学生に対しては、その休学期間の授業料を免除する。

〔省略〕

(授業料等の返付)

第44条 一度納付した授業料等は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。

- (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
- (2) 第36条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに退学した場合 秋学期に係る授業料相当額
- (3) 授業料を納付した者が、第39条及び第42条の規定により授業料を免除された場合 免除された授業料相当額
- (4) 入学料を納付した者が、第33条第1項の規定により入学料を免除された場合 入学料相当額
- (5) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検查出願受付後に、本学が指定した大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額
- (6) 学部入学に係る検定料を納付した者が、第33条の2の規定により検定料を免除された場合 検定料相当額

〔省略〕

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第5条及び第23条の改正規定は、令和5年度以降に入学した者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

- (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
- (2) 第36条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 秋学期に係る授業料相当額
- (3) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検查出願受付後に、本学が指定した大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額
- (4) 学部入学に係る検定料を納付した者が、第33条の2の規定により検定料免除の許可を受けた場合 検定料相当額

〔省略〕

東京学芸大学学位規程の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行													
<p>[省略]</p> <p>(専攻分野の名称)</p> <p>第4条 学士の学位を授与するに当たっては、課程の区分に応じ、次の表に定める専攻分野の名称を付記する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">専攻分野の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>学校教育教員養成課程</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教 育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育支援課程</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学士の学位の授与)</p> <p>第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式I）を交付する。</p> <p>[省略]</p> <p>(学位授与の取消し又は撤回)</p> <p>第16条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学位授与の取消し又は撤回)</p> <p>第40条 学長は、教職修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。</p>	課 程	専攻分野の名称	<u>学校教育教員養成課程</u>	教 育	教育支援課程	<p>[省略]</p> <p>(専攻分野の名称)</p> <p>第4条 学士の学位を授与するに当たっては、課程の区分に応じ、次の表に定める専攻分野の名称を付記する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">専攻分野の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>初等教育教員養成課程</u></td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">教 育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中等教育教員養成課程</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別支援教育教員養成課程</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>養護教育教員養成課程</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育支援課程</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学士の学位の授与)</p> <p>第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式I）を交付する。</p> <p>[省略]</p> <p>(学位授与の取消し又は撤回)</p> <p>第16条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号の<u>1</u>に該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学位授与の取消し又は撤回)</p> <p>第40条 学長は、教職修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の<u>1</u>に該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。</p>	課 程	専攻分野の名称	<u>初等教育教員養成課程</u>	教 育	<u>中等教育教員養成課程</u>	<u>特別支援教育教員養成課程</u>	<u>養護教育教員養成課程</u>	教育支援課程
課 程	専攻分野の名称													
<u>学校教育教員養成課程</u>	教 育													
教育支援課程														
課 程	専攻分野の名称													
<u>初等教育教員養成課程</u>	教 育													
<u>中等教育教員養成課程</u>														
<u>特別支援教育教員養成課程</u>														
<u>養護教育教員養成課程</u>														
教育支援課程														



- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></li><li>2 <u>この規程による改正後の規定は、令和5年度以降に入学した者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u></li></ol> |  |
|---|--|

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行						
<p>〔省略〕</p> <p>(教育目的)</p> <p>第2条 教育目的は、教育学部に置く課程ごとに定める。</p> <p>2 教育学部に置く各課程の教育目的は、別表のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 各課程の教育目的</p> <p>○ 令和5年度以降の入学者対象</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教育目的)</p> <p>第2条 教育目的は、教育学部に置く課程ごとに定める。</p> <p>2 教育学部に置く各課程の教育目的は、別表のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 各課程の教育目的</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 751 450 794">課程</th> <th data-bbox="450 751 1144 794">教育目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 794 450 1382"> <p><u>学校教育教員養成課程</u></p> </td> <td data-bbox="450 794 1144 1382"> <p><u>学校教育教員養成課程では、子供と教員が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現を目指し、対子供として「変化が激しく予測困難な時代へ対応できる力と新たな価値を創造することができる力を子供に育成することができる教員」、教員自身のもので「学校や社会をより良く変革することに自律的・主体的に取り組むことができる力を有する教員」を養成する人材像とし、具体には、①豊かな教養と広い視野に立ち、②教育課題及び人間発達（特に学齢期）に関する理解と、③学校教育で扱う各教科に連なる諸学問や、人間の発達や教育課題を解析する諸学問等について専門的な学識を身に付け、④それらを基に、学校において生じる様々な教育課題について、児童生徒等の当事者の置かれている状況に即して適切に対応し、成長・発達を支援することができるとともに、立場を異にする様々な他者と連携・協働し、その時々解決の迫られている諸課題の解決策を導くことができる人材を養成するための教育を行う。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1382 450 1500"> <p><u>教育支援課程</u></p> </td> <td data-bbox="450 1382 1144 1500"> <p><u>教育支援課程は、教育の基礎知識と教育支援の専門知識、並びに協働力・ネットワーク力・マネジメント力を習得することを通じて、学校現場と協働して様々な現代的教育課題の解決を支</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	課程	教育目的	<p><u>学校教育教員養成課程</u></p>	<p><u>学校教育教員養成課程では、子供と教員が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現を目指し、対子供として「変化が激しく予測困難な時代へ対応できる力と新たな価値を創造することができる力を子供に育成することができる教員」、教員自身のもので「学校や社会をより良く変革することに自律的・主体的に取り組むことができる力を有する教員」を養成する人材像とし、具体には、①豊かな教養と広い視野に立ち、②教育課題及び人間発達（特に学齢期）に関する理解と、③学校教育で扱う各教科に連なる諸学問や、人間の発達や教育課題を解析する諸学問等について専門的な学識を身に付け、④それらを基に、学校において生じる様々な教育課題について、児童生徒等の当事者の置かれている状況に即して適切に対応し、成長・発達を支援することができるとともに、立場を異にする様々な他者と連携・協働し、その時々解決の迫られている諸課題の解決策を導くことができる人材を養成するための教育を行う。</u></p>	<p><u>教育支援課程</u></p>	<p><u>教育支援課程は、教育の基礎知識と教育支援の専門知識、並びに協働力・ネットワーク力・マネジメント力を習得することを通じて、学校現場と協働して様々な現代的教育課題の解決を支</u></p>	
課程	教育目的						
<p><u>学校教育教員養成課程</u></p>	<p><u>学校教育教員養成課程では、子供と教員が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現を目指し、対子供として「変化が激しく予測困難な時代へ対応できる力と新たな価値を創造することができる力を子供に育成することができる教員」、教員自身のもので「学校や社会をより良く変革することに自律的・主体的に取り組むことができる力を有する教員」を養成する人材像とし、具体には、①豊かな教養と広い視野に立ち、②教育課題及び人間発達（特に学齢期）に関する理解と、③学校教育で扱う各教科に連なる諸学問や、人間の発達や教育課題を解析する諸学問等について専門的な学識を身に付け、④それらを基に、学校において生じる様々な教育課題について、児童生徒等の当事者の置かれている状況に即して適切に対応し、成長・発達を支援することができるとともに、立場を異にする様々な他者と連携・協働し、その時々解決の迫られている諸課題の解決策を導くことができる人材を養成するための教育を行う。</u></p>						
<p><u>教育支援課程</u></p>	<p><u>教育支援課程は、教育の基礎知識と教育支援の専門知識、並びに協働力・ネットワーク力・マネジメント力を習得することを通じて、学校現場と協働して様々な現代的教育課題の解決を支</u></p>						

援する意欲と能力を備え、自ら考え行動できる教育支援人材を養成することを目的とし、「生涯学習・文化遺産教育」「カウンセリング」「ソーシャルワーク」「多文化共生教育」「情報教育」「表現教育」「生涯スポーツ」の7コースにおいて、各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

○ 平成 27 年度以降の入学者対象  
表 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○ 平成 27 年度以降の入学者対象  
表 〔省略〕

〔省略〕